

軽症者療養施設（第1棟）の運営に係る労働者（看護師）派遣業務仕様書

1. 件名

軽症者療養施設（第1棟）の運営に係る労働者（看護師）派遣

2. 契約期間及び労働者派遣期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、新型コロナウイルス感染症が収束する等により、当該療養施設の運営を終了する場合等においては、契約期間又は労働者派遣期間を変更することがある。その場合、奈良県は、原則として、変更後となる契約終了日の属する月の前月の10日までに派遣元事業主に申し出るものとする。

3. 派遣労働者の就業場所

奈良県新型コロナウイルス感染症軽症者療養施設

（第1棟 ホテル東横INN奈良新大宮駅前）（奈良県奈良市芝辻町4丁目3-2）

※当該敷地内に派遣労働者向けの駐車場はない。

※通勤交通費は、派遣労働者1人につき1日3,000円として算出すること。

4. 派遣就業の労働者の就業日・就業時間

就業日：土日祝日を含む毎日

就業時間（※）：24時間勤務 日勤・夜勤2交代制

┌ 日勤 8時30分～17時30分（うち休憩時間60分）
└ 夜勤 17時～9時（うち休憩時間は22時～5時の時間帯に120分）

※「6. 業務内容」に定める研修期間中において日勤時間帯のみを就業時間とする場合は、奈良県は派遣元事業主と協議を行う。

※やむを得ずこれ以外の就業時間が必要となる場合には、奈良県は派遣元事業主と協議を行う。

5. 派遣数量

いずれの勤務時間帯においても、派遣労働者2名（看護師）とする。ただし、事情により変更する場合は、派遣元事業主は奈良県と協議を行うこと。

なお、感染状況による業務量の変化等により、人数を変更する場合がある。その場合、奈良県は人数変更を行う月の初日の原則2週間前までに派遣労働者の人数及び派遣日数などを記載した派遣計画書を派遣元事業主に提出するものとし、派遣元事業主は、派遣計画書に基づき、「8.（7）派遣労働者の必要な資質の確保」に定める要件を満たす必要な人員を確保するものとする。

また、派遣労働者については、期間中なるべく継続雇用されることが望ましいため、雇用契約の終期設定などは行わないよう配慮すること。

6. 業務内容

派遣労働者が行う業務については、下記の項目に該当するものとし、具体的には別途奈

良県の指揮監督に基づき業務を行う。

- ①奈良県が実施する研修への参加
- ②宿泊療養者の入退所時の出迎え・見送り
- ③宿泊療養施者の入所後及び退所前のオリエンテーションの実施（原則、対面ではない方法（電話等）による）
- ④宿泊療養者が入退所で使用したエレベーター等の消毒
- ⑤入退所対応及び消毒作業（※）等により発生した感染性廃棄物を収める箱の蓋を閉め、消毒のうえ所定の場所へ運ぶこと
（※）消毒作業とは宿泊療養者が宿泊した客室を消毒することをいうが、専門業者が行う。
- ⑥療養者を送迎した者の防護服脱衣の介助及び送迎車消毒の補助（消毒箇所の指示等）
- ⑦宿泊療養者の健康管理（原則、対面ではない方法（電話等）による）
- ⑧宿泊療養者の状態変化時の医師へ報告し、指示を仰ぎ、その対応をすること
- ⑨宿泊療養者の状態変化時の救急車手配、入院先調整
- ⑩宿泊療養者と連絡がとれない場合、宿泊療養者の宿泊する客室への訪室（県が準備するユニフォーム、アイソレーションガウン、防護ゴーグル、サージカルマスク、キャップ・手袋を着用）
- ⑪PCR検査の介助
（PCR検査は医師が必要と認めた場合のみ実施。令和2年10月以降実績なし。）
- ⑫衛生資材の在庫管理
- ⑬簡易マニュアル等を業務実態に合わせて修正すること

7. 派遣労働者の就業条件

本仕様書に別に定めるものの他、派遣労働者の就業条件については下記のとおりとする。
派遣元事業主は内容について派遣労働者に対し周知し、遵守を求めること。

(1) 基本的遵守事項

「6. 業務内容」の必要な範囲において、派遣労働者に対して下記の対応を求めるものとする。

- ① 法令等の遵守及び県職員の業務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 業務上知り得た秘密に関する守秘義務（派遣期間終了後及び就業時間外を含む）
- ④ 業務への専念義務

(2) 関係諸規定の趣旨に基づき遵守すべき事項

派遣労働者には、本仕様書に別に定めているものも含め、派遣就業の開始及び終了の時刻、休憩時間等「6. 業務内容」の必要な範囲において、奈良県職員に準じた就業条件を課すものとする。

(3) 年次有給休暇について

派遣労働者が年休を取得した場合、その経費負担は派遣元事業主が負うこととする。
ただし、取得に際しては、派遣労働者は事前に派遣元事業主に申し出るとともに、派遣元事業主は遅滞なく奈良県にその旨を通知すること。

業務の繁忙の事情によりやむを得ない場合は、奈良県は派遣元事業主に対し代替人員の確保を求めるものとするが、適当な人員の確保が困難な場合は、派遣元事業主は時季の変更も考慮した対応を図るものとする。

ただし、作業の継続性及び効率性を確保する観点から、奈良県は代替人員の派遣を求めないことがある。

(4) 個人情報保護について

派遣労働者は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. 派遣労働者に対する労務管理等

派遣元事業主は、派遣労働者を派遣する際に下記の条件を満たしていること。

(1) 賃金支払

派遣元事業主はその負担において、いわゆる基本給に併せ、時間外手当、交通費、その他派遣就業に必要な一切の経費を派遣元事業主の諸規定に基づき、派遣労働者に対して支払うこと。

(2) その他関係法令の遵守

派遣元事業主は、労働基準法等の法令に基づく必要な対応をとるものとし、派遣労働者に対し適切な労務管理を行うこと。

(3) 社会保険等への加入

派遣元事業主は、各種社会保険に加入の必要がある派遣労働者については、各種社会保険に加入している派遣労働者を派遣するとともに必要な一切の経費を負担すること。

また、派遣する派遣労働者の各種社会保険の加入状況を奈良県に報告すること。

(4) 安全衛生教育の実施

派遣元事業主は、派遣労働者の派遣に際しては予め、安全衛生教育を実施するものとし、実施状況について奈良県に報告すること。

(5) 派遣労働者に対する研修

派遣元事業主は派遣労働者の派遣に際し、感染防止対策等の必要な研修を行うものとし、その内容については事前に奈良県に報告を行い、了承を得るものとする。

また、本仕様の内容を踏まえた機密情報の保護をはじめとしたセキュリティ関連項目を必ず内容に含めるものとする。

(6) 派遣労働者に対するサポート体制

派遣元事業主は、派遣労働者の派遣期間中、派遣労働者に対する各種サポート体制を整備し、必要な対応をとること。

(7) 派遣労働者の必要な資質の確保

派遣元事業主が派遣する労働者は下記の資質を備えた人材とすること。

①上記「6. 業務内容」を行うことのできる者であること。また、看護師等の資格を必要とする職務の実務経験（1年以上）があることが望ましい。

②その他の資質

- ・原則として、契約期間において安定した就業が可能であること。
- ・積極性、適応性、柔軟性、協調性があること。
- ・社会通念上想定される範囲の接遇ができること。

9. 派遣労働者の交替について

派遣労働者が交替する場合には、その趣旨を原則として1か月前までに奈良県へ通知するとともに後任の派遣労働者に事務引継を行い、以後の業務に支障がないような措置を講じること。

この場合の経費負担については派遣元事業主が行うものとする。

10. 派遣労働者の不正等への対応について

派遣労働者に次の事項に該当する行為があった場合、奈良県は当該派遣労働者の派遣の打ち切りについて、派遣元事業主に要請するものとし、派遣元事業主は派遣労働者の交替を含めた適切な措置を講じなければならない。

- (1) 派遣労働者に不正の行為があったとき。
- (2) 派遣労働者が正当な理由なく作業を遅延させ、又は作業に着手しないとき。
- (3) 派遣労働者が正当な理由なく奈良県の指示に従わないとき。
- (4) 派遣労働者の作業において誠意を欠くものと認められるとき。
- (5) 派遣労働者に守秘義務違反に該当する事実があったとき。
- (6) その他派遣労働者が「7. 派遣労働者の就業条件」に定める就業条件に違反し、改善の見込みがないとき。

また、これらに至らない場合で、業務に十分な成果を上げることができない派遣労働者を確認した場合は、奈良県は指揮監督に基づく指導の他、必要な指導を派遣元事業主に対し依頼するものとし、派遣元事業主はこれに基づき必要な対応をとるものとする。その結果、改善傾向が見られない場合は、派遣元事業主は当該派遣労働者の交替を含めた必要な措置を図るよう努めるものとする。

11. その他

業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は派遣元事業主に協議を申し出ることがある。